

## 会計監査人の監査報告書（連結）

### 独立監査人の監査報告書

平成19年4月19日

KDDI株式会社  
取締役会御中

みすず監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 高 津 靖 史 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 轟 茂 道 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 若 山 聡 満 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、KDDI株式会社  
の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の  
連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連  
結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。こ  
の連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独  
立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査  
の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結  
計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得る  
ことを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採  
用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見  
積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討すること  
を含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための  
合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公  
正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、KDDI株式会社及  
び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財  
産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示している  
ものと認める。

#### 追記情報

連結注記表に記載されているとおり、会社は当連結会計年度より、  
「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」及び「貸借対  
照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」、「ストック  
・オプション等に関する会計基準」及び「ストック・オプション  
等に関する会計基準の適用指針」、「繰延資産の会計処理に関する当  
面の取扱い」、改正後の「金融商品に関する会計基準」、「役員賞与  
に関する会計基準」、「企業結合に係る会計基準」、「事業分離等に  
関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に  
関する適用指針」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の  
規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 会計監査人の監査報告書（単体）

### 独立監査人の監査報告書

平成19年4月19日

KDDI株式会社  
取締役会御中

みすず監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 高 津 靖 史 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 轟 茂 道 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 若 山 聡 満 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、  
KDDI株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第  
23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株  
主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について  
監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営  
者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附  
属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査  
の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算  
書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理  
的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行わ  
れ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によ  
って行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附  
属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査  
の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国  
において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当  
該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況を  
すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 追記情報

個別注記表に記載されているとおり、会社は当事業年度より、  
「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」及び「貸借対  
照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」、「ストック  
・オプション等に関する会計基準」及び「ストック・オプション  
等に関する会計基準の適用指針」、「繰延資産の会計処理に関する当  
面の取扱い」、改正後の「金融商品に関する会計基準」、「役員賞与  
に関する会計基準」、「企業結合に係る会計基準」、「事業分離等に  
関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に  
関する適用指針」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の  
規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査報告

当監査役会は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき、審議の上、本監査報告を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査の方針及び計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び一時会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、当期の監査の方針及び計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制としての内部統制システムの状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、一時会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、一時会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、一時会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

- 一時会計監査人みずす監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

- 一時会計監査人みずす監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年4月24日

KDDI株式会社 監査役会

常勤監査役	日 沖 昭	Ⓔ
常勤監査役	祢 津 信 夫	Ⓔ
常勤監査役 (社外監査役)	米 澤 隆 志	Ⓔ
社外監査役	明 石 靖 夫	Ⓔ
社外監査役	渡 辺 捷 昭	Ⓔ